

進路だより

桃花台学園進路指導部

令和7年6月号



進路見学・現場実習が終わりました！

大きな進路行事を1つ終え、生徒の皆さんの顔つきが少し大人びたように感じています。様々な会社を見学して、作業を体験して、たくさんの気づきや学びがあったことと思います。大事なのはこれからです。気づきや学びをぜひ学校生活に活かしていきましょう。

障害者雇用について

本校は山梨県内唯一の高等部のみの特設支援学校です。進路指導においては、「※障害者雇用促進法」に基づく「障害者雇用枠」での企業就労を目標としています。本校から就職先として提案できる企業は、「障害者雇用」としての採用を考えている企業のみとなります。新聞広告のチラシ等でご覧になれる求人とは採用の枠が異なりますので、ご注意ください。生徒の人物像や就労能力等を「現場実習」とおして総合的に判断していただき、勤務形態等について、生徒と企業が合意の上で進めていくこととなります。なお、障害者雇用で就職するためには、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳のいずれかを取得する必要があります。

※障害者雇用促進法・・・障害者の雇用の促進や、職業の安定を図ることを目的として、厚生労働省で定められている法律です。現在民間企業では常用雇用従業員の2.5%にあたる人数の雇用が義務付けられていますが、**令和7年8月には2.7%に引き上げられます**。

条件	障害者手帳を所有していること。
賃金	「同一労働同一賃金」が基本。最低賃金保障。
求人	一般と比べて職種が限られ、求人数が少ない。
労働時間	その人による。短時間～フルタイム、夜勤もあり。
業務内容	始めは取り組む作業をしぼることが多い。
メリット	働く環境や苦手なことについて <u>配慮が受けやすくなる（合理的配慮）</u> 。

障害者雇用では、合理的配慮を就労先に相談することができます。

本校では、生徒が持っている力を発揮して働くために必要なサポートを実習をとおしてお願いしています。苦手なことをサポートしてもらうことは長く働くことにつながります。



卒業後の『働く』生活に向けてチェックしてみよう！ ～②『移動』編～

- ✓ 雨の日でもその対策をして自分で通学・通勤することができる
- ✓ 目的地までの電車やバスでの行き方を調べ、行くことができる
- ✓ 自転車に乗れる、もしくは徒歩30分程度歩ける十分な体力がある
- ✓ わからなくなった時に駅員等に尋ねることができる



学校HP